

3. 介護保険

3-4

訪問サービスって何があるの？

自宅で受ける介護サービスです。

【訪問介護】 ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事・排泄・入浴・着替え・清拭などの介助を行う「身体介護」、掃除・洗濯・調理・買物などを行う「生活援助」、通院等のための「乗降車介助」を行います。

【夜間対応型訪問介護】 夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と利用者からの連絡を受け必要に応じて随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

【訪問入浴介護】 浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問し、専用のポータブル浴槽を室内に搬入して入浴の介護をします。

【訪問看護】 主治医の指示にもとづいて、看護師等が家庭を訪問し、①病状の観察・管理、②清拭など、③床ずれの処置など診療の補助、④リハビリ、⑤療養上の指導などを行います。

【訪問リハビリテーション】 身体能力の低下を予防し、または回復をはかるため、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が家庭訪問し、主治医の指示にもとづいたリハビリを行います。

【居宅療養管理指導】 医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士・看護職員が、障害などで通院の難しい利用者の家庭を訪問し、医学的な管理や療養上の指導などを行います。

その他、【定期巡回随時対応型訪問介護看護】というサービスもあります。

詳しくは、ケアマネージャーまたはP23「介護保険のサービスを利用するには？その2（ケアプランの作成）」のお問合わせ先にご相談ください。